

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業評価実施要領

19農会第1024号
平成20年4月1日
一部改正 20農会第594号
平成20年8月1日
一部改正 21農会第900号
平成22年1月7日
農林水産技術会議事務局長通知

第1 趣旨

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業における研究課題の決定に係る審査及び実施された研究課題の評価（以下「評価」という。）の実施に際しては、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成18年3月31日農林水産技術会議決定）並びに「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業実施要領」（平成20年4月1日付け19農会第1022号農林水産省農林水産技術会議事務局長通知。以下「実施要領」という。）第7の1及び第8の4に定めるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 評価体制

1 評価会の構成並びに評価会委員の委嘱及び任務

(1) 評価会の構成

ア 農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）は、新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業の評価を実施するため、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業評価分科会」（以下「評価会」という。）を設置するものとする。

イ 評価会は、実施要領第2に定める研究領域設定型研究における研究領域現場実証支援型研究、機関連携強化型研究及び緊急対応型調査研究の研究区分ごとに開催するものとする。

ウ 各評価会は、十分な評価を行うために必要な人数の外部専門家（評価対象の研究開発分野又はそれに関連する分野の専門家で、農林水産省に属さない者をいう。以下同じ。）、外部有識者（研究対象とは異なる研究開発分野の専門家又は農林水産業若しくは食品産業における現場段階の専門家で、農林水産省に属さない者をいう。以下同じ。）及び行政官（農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）、関係する各局庁又は地方農政局の職員をいう。以下同じ。）をもって構成するものとする。

(2) 評価会委員の委嘱

ア 事務局長は、次の条件を満たす者のうちから、評価会委員を委嘱するものとする。

なお、行政官の評価会委員の任命等に関する事務処理については、事務局長が別に定めるところによるものとする。

(ア) 本事業に係る研究課題について十分な学識と評価能力を有し、かつ、公正な立場から評価を行うことができる者であること。

(イ) その氏名、所属及び研究論文等の実績並びにその者が行う評価結果の内容の公表についてあらかじめ同意している者であること。

イ 委嘱期間は、原則として3年とする。

ウ 事務局長は、評価会委員がアに定める要件を欠くか、評価会委員として適当でないと思われる場合には、速やかに当該評価会委員に通知し、委嘱を取り消すことができるものとする。

エ 事務局長は、評価会委員に対し、評価に要する経費を支払うことができるものとする。

(3) 評価会委員の任務等

ア 評価会委員は、事務局長が評価を依頼した研究課題について評価を行うものとする。ただし、評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにするとともに、利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にする。

イ 利害関係者の範囲は、次の(ア)から(キ)までに定めるとおりとする。

(ア) 当該研究課題の中で研究課題担当者となっている場合。

(イ) 当該研究課題の研究課題担当者として、同一の民間企業又は大学、独立行政法人等の研究機関における同一の学科、研究所等に所属する場合。

(ウ) 当該研究課題の研究課題担当者として親族関係にある場合。

(エ) 当該研究課題の研究課題担当者として直接的な競争関係にある場合。

(オ) 当該研究課題の研究課題担当者として緊密な共同研究を行う関係にある場合。

(カ) 当該研究課題の研究課題担当者として密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。

(キ) その他、事務局長が公正な判断を行うに当たって適当ではないと判断した場合。

ウ 評価会委員は、研究課題の評価により知り得た情報について、事務局長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。

2 評価会座長

各評価会にそれぞれ評価会座長（以下「座長」という。）を置くこととし、座長は、各評価会委員のうちから互選するものとする。

3 評価会の運営

評価会に関する庶務は、事務局研究推進課が行うものとする。

なお、本要領に定めるもののほか、評価会の運営に必要な事項については、座長が評価会委員に諮って定めるものとする。

4 関係者の出席

各評価会には、研究課題の説明等のため、実施要領第6の2に定める中核機関、事務

局、関係する各局庁及び地方農政局の職員のほか、座長が必要と認めた者を出席させることができるものとする。

第3 評価の方法

1 研究課題の決定に係る審査

実施要領第7の1の研究課題の決定に係る審査（以下「事前評価」という。）に関する事項については、以下によるものとする。

(1) 研究課題の書面審査及び研究連携協定の審査の実施

ア 事務局長は、実施要領第2の1、2及び4に定める研究領域設定型研究、現場実証支援型研究及び緊急対応型調査研究に応募された研究課題に係る応募書類について、外部専門家及び行政官に依頼し、書面審査を行うものとする。なお、外部専門家及び行政官は、当該書面審査の結果に基づき、別紙1の評価票を作成するものとする。

イ 事務局長は、実施要領第2の3に定める機関連携強化型研究に応募された研究連携協定について、行政官に依頼し、書面審査を行うものとする。なお、行政官は、当該書面審査の結果に基づき、別紙4の評価票を作成するものとする。

(2) ヒアリング対象課題の決定

事務局長は、(1)の書面審査の結果をもとに、ヒアリングを行う研究課題（以下「ヒアリング対象課題」という。）を決定するものとする。

ただし、機関連携強化型研究にあっては、応募された全ての研究課題をヒアリング対象課題とすることができるものとする。

なお、緊急対応型調査研究にあっては、ヒアリング審査を省略することができるものとする。

(3) 評価会の開催

ア 事務局長は、(2)によりヒアリング対象課題を決定したときは、評価会委員及び当該課題の中核機関にヒアリング対象課題を通知し、評価会を開催するものとする。

イ 評価会においては、ヒアリング対象課題ごとに実施要領第6の2の(2)に定める当該課題に係る研究総括者からヒアリングを行うものとし、評価会委員は、当該ヒアリングの結果に基づき、別紙1の評価票を作成するものとする。

ウ この際の評価項目及び評価基準は、別表1のとおりとする。

(4) 評価結果の決定

評価結果は、各評価会において決定するものとする。

ただし、研究領域設定型研究にあっては、必要に応じて第2の2の各座長による合議を経るものとする。

2 実施された研究課題の評価

実施要領第8の4に定める実施された研究課題の評価に関する事項については、以下によるものとする。

(1) 評価の実施時期

実施された研究課題の中間評価については、原則として研究実施期間が3年間である研究課題にあつては研究開始2年度目に、研究実施期間が4又は5年間である研究課題にあつては3年度目に行うものとする。

ただし、実施要領第8の3に定めるプログラムオフィサーが推進チームの意見を聴いた上で必要と認めたときは、中間評価の実施時期の変更等の評価に係る弾力的な取扱いを行うことができるものとする。

また、研究実施期間終了時に事後評価を行うものとする。

なお、機関連携強化型研究にあつては、研究課題の中間評価及び事後評価の実施に併せて、研究連携協定に基づく取組状況の評価を行うものとする。

(2) 事後評価

ア 事務局長は、事後評価の対象となる研究課題を評価会委員に通知し、事後評価を行うものとする。

イ 事後評価の対象となる研究課題に係る中核機関は、あらかじめ別紙7の事後評価用報告書を作成し、事務局長に提出するものとする。

ウ 評価会委員は、事後評価用報告書をもとに評価を行い、別紙2の評価票を作成するものとする。評価票の作成に当たっては、研究課題ごとに当該課題に係る中核機関からヒアリングを行うことができるものとする。

エ この際の評価項目及び評価基準は、別表2のとおりとする。

(3) 中間評価

中間評価の評価の方法は、(2)の事後評価に準じるものとする。この際、中間評価用報告書及び評価票は、それぞれ別紙8及び別紙3を用いるものとし、評価項目及び評価基準は、別表3のとおりとする。

(4) 研究連携協定に基づく取組状況の評価

ア 機関連携強化型研究において、中間評価及び事後評価の対象となる研究課題に係る中核機関は、あらかじめ別紙9の取組状況報告書を作成し、事務局長に提出するものとする。

イ 行政官は、中間評価にあつては取組状況報告書をもとに別紙5の評価票を、事後評価にあつては別紙6の評価票をそれぞれ作成するものとする。別紙5及び6の評価票の作成に当たっては、研究課題ごとに当該課題に係る中核機関からヒアリングを行うことができるものとする。

ウ この際の評価項目及び評価基準は、別紙5及び6のとおりとする。

(5) 評価結果の決定

評価結果は、各評価会において決定するものとする。

第4 評価結果に基づく対応措置及び反映

1 事務局長は、第3の1の(4)及び第3の2の(5)の評価結果の決定に基づき、事

前評価にあつては研究課題の採否及び採択に当たって必要な研究計画の見直し等付すべき条件、中間評価にあつては研究計画の変更又は中止等、事後評価にあつては成果の活用等の所要の対応措置を決定するものとする。

この際、必要に応じて評価会委員の意見を聴くことができるものとする。

- 2 事務局長は、1の決定を行った場合には、評価結果及び評価結果に基づく対応措置を技術総括審議官及び関係する各局庁の長及び地方農政局長に通知するとともに、農林水産技術会議に報告するものとする。
- 3 事務局長は、1の決定を行った場合には、中核機関に、その応募し又は実施した研究課題に係る決定結果を通知するとともに、中核機関の要請に応じて、その理由について説明するものとする。
- 4 事務局は、1の決定に基づき、当該研究課題の研究費等への反映等必要な手続を行うものとする。

第5 評価結果の公表

事務局は、第4の決定結果について、知的財産権等に十分配慮した上で、速やかに農林水産省のホームページ等において公表するものとする。

評 価 票

評価委員名

研究課題名					
評 価 項 目			評 価 基 準	コ メ ン ト	
科学的・技術的観点	必要性	科学的・技術的意義	a. 新規性・先導性 b. 実用性を評価。	A: 高い B: やや高い C: やや低い D: 低い	
	効率性	研究計画の効率性	a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制	A: 妥当 B: 概ね妥当 C: 見直しが必要 D: 妥当でない	
	有効性	目標の明確性・達成可能性	a. 目標の明確性 b. 既存の研究蓄積、研究手法等を勘案した研究期間内における目標の達成可能性 c. 研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力	A: 高い B: やや高い C: やや低い D: 低い	
		技術の経済性・普及性、波及性、発展可能性	a. 経済性（低価格・低コストであるか、生産性や収益性の向上に資するか等）・普及性 b. 波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性	A: 高い B: やや高い C: やや低い D: 低い	
	総合評価			A: 積極的に実施することが適当 B: 実施することが適当 C: 実施しても良い D: 実施すべきではない	

行政的 観点	必要性	行政的観点から見た社会的・経済的意義	a. 重要性 b. 緊急性 について評価。	A: 高い B: やや高い C: やや低い D: 低い	
		事業の趣旨及び行政施策との整合性等		A: 高い B: やや高い C: やや低い D: 低い	
		参画機関における知的財産への取組状況		A: 妥当 B: 概ね妥当 C: 見直しが必要 D: 妥当でない	
	効率性	他の競争的研究資金の有効活用や費用対効果の視点から見た研究計画の効率性		A: 妥当 B: 概ね妥当 C: 見直しが必要 D: 妥当でない	
	有効性	技術の経済性・普及性、波及性等	a. 経済性（低価格・低コストであるか等）・普及性 b. 波及性	A: 高い B: やや高い C: やや低い D: 低い	
	総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		A: 積極的に実施することが適當 B: 実施することが適當 C: 実施しても良い D: 実施すべきではない	
社会的 観点	必要性	社会的・経済的意義	a. 重要性 b. 緊急性 について評価。	A: 高い B: やや高い C: やや低い D: 低い	
	有効性	技術の経済性・普及性、波及性	a. 経済性（経営として成り立つか等）・普及性 b. 波及性	A: 高い B: やや高い C: やや低い D: 低い	
		総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		A: 積極的に実施することが適當 B: 実施することが適當 C: 実施しても良い D: 実施すべきではない

- (注) 1. 評価結果欄は、別表1にしたがって評価点のいずれかを○で囲む。
2. コメント欄は、評価項目ごとに課題の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき等について具体的に記入する。

評 価 票

評価委員名

研究課題名					
評価項目			評価基準		コメント
科学的・技術的観点	効率性	研究実施状況の妥当性	a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制	A: 妥当 B: 概ね妥当 C: あまり妥当でない D: 妥当でない	
	有効性	目標の達成度		A: 想定以上 B: 想定どおり C: 想定以下	
		研究成果の経済性・普及性、波及性、発展可能性	a. 経済性（低価格・低コストであるか、生産性や収益性の向上に資するか等）・普及性 b. 波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性	A: 高い B: やや高い C: やや低い D: 低い	
		研究成果の優秀性		A: 高い B: やや高い C: やや低い D: 低い	
	総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		A: 目標を上回った B: 目標どおり C: 目標の一部は達成 D: 目標の達成は不十分	

- (注) 1. 評価結果欄は、別表2にしたがって評価点のいずれかを○で囲む。
2. コメント欄は、評価項目ごとに課題の優れている点、問題点等について具体的に記入する。

評 価 票

評価委員名 _____

研究課題名					
評 価 項 目				評 価 基 準	コ メ ン ト
科学的 ・技術 的観点	効 率 性	研究実施状況 の妥当性	a. 研究コスト及び 費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割 分担 f. 責任体制	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 見直しが必要 D : 妥当でない	
	有 効 性	目標の達成度 ・達成可能性	a. 評価時点までの 目標の達成度 b. 研究期間内にお ける目標の達成 可能性	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い	
		研究成果の経 済性・普及 性、波及性、 発展可能性	a. 経済性（低価格 ・低コストであ るか、生産性や 収益性の向上に 資するか等）・ 普及性 b. 波及性 c. 事業化の可能 性、その他の発 展可能性	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い	
		研究成果の優秀性		A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い	
	総 合 評 価	上記の評価項目に関する評価 結果を基に、総合的に評価。		A : 一層の推進を期待 B : 現状どおり実施 C : 計画を縮小して 実施 D : 中止すべき	

- (注) 1. 評価結果欄は、別表3にしたがって評価点のいずれかを○で囲む。
 2. コメント欄は、評価項目ごとに課題の優れている点、問題点等について具体的に記入する。特に総合評価が「C」評価の場合は、縮小すべき部分を記入する。

評 価 票

評価会委員名

参画機関名		
研究分野名		
評 価 項 目		評 価 基 準
<p>研究連携協定に基づく取組による研究資源の利用効率の向上の程度を、以下を踏まえつつ評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関連携強化型研究として国から受託して実施中又は今回応募する研究課題以外の研究課題であって、研究連携協定に基づき実施することとしている研究課題の内容 ・ 集約化、重点化又は共有化を行う試験場の数 ・ 集約化、重点化又は共有化の具体的な内容 ・ 集約化、重点化又は共有化以外の取組であって、研究資源の利用効率を向上させるために行う取組の具体的な内容 ・ 研究資源の利用効率がどのように向上するのかに関する説明の内容 		<p>A：高い</p> <p>B：やや高い</p> <p>C：やや低い</p> <p>D：低い</p>
(コメント)		

(注) 参画機関名及び研究分野名は事務局があらかじめ記載。評価会委員は、相対評価を行い、A、B、C、Dのいずれかを○で囲む。

別紙5（研究連携協定取組状況中間評価）

評 価 票

評価会委員名

参画機関名		
研究分野名		
	評 価 項 目	評 価 基 準
	<p>研究連携協定に基づく取組の状況を、以下の3点を総合的に勘案して評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共有化、重点化又は共有化の取組状況 ・ 集約化、重点化又は共有化以外の取組であって研究資源の利用効率を向上させるために行う取組の状況（研究連携協定に含む場合に限る。） ・ 機関連携強化型研究として国から受託して実施中の研究課題以外の研究課題であって、研究連携協定に基づき実施中の研究課題の取組状況 	<p>A：協定に基づく取組が順調に進んでいる。</p> <p>B：協定に基づく取組に遅れが見られる、又はあまり進んでいない。</p> <p>C：協定に基づく取組がほとんど実行されていないため、委託研究を中止すべき。</p>
	(コメント)	

(注) 参画機関名及び研究分野名は事務局があらかじめ記載。評価会委員は、相対評価を行い、A、B、Cのいずれかを○で囲む。

別紙6（研究連携協定取組状況事後評価）

評 価 票

評価会委員名

参画機関名		
研究分野名		
	評 価 項 目	評 価 基 準
	<p>研究連携協定に基づく取組の状況を、以下の3点を総合的に勘案して評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共有化、重点化又は共有化の取組状況 ・ 集約化、重点化又は共有化以外の取組であって研究資源の利用効率を向上させるために行う取組の状況（研究連携協定に含む場合に限る。） ・ 機関連携強化型研究として国から受託して実施した研究課題以外の研究課題であって、研究連携協定に基づき実施した研究課題の取組状況 	<p>A：協定に基づく取組が順調に進んでいる。</p> <p>B：協定に基づく取組に遅れが見られる、又はあまり進んでいない。</p>
	(コメント)	

(注) 参画機関名及び研究分野名は事務局があらかじめ記載。評価委員は、相対評価を行い、A、Bのいずれかを○で囲む。

別紙7 (事後評価)

平成〇〇年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業事後評価用報告書

研究課題名 「	(課題番号****)」	研究年度	平成〇～〇 年度
---------	-------------	------	-------------

I 研究の概要

1. 成果の内容
 - 1) 〇〇〇〇〇の開発
 - 2) 〇〇〇〇〇のシステム化

2. 成果の活用

3. 主なデータ・図表

II 研究実績報告

1. 中課題名 「 _____ 」
 - (1) 小課題名 「 _____ 」
 - 1) 研究の進捗結果
 - 2) 成果の内容
 - 3) 成果の活用面・留意点
 - 4) 具体的なデータ
2. 中課題名 「 _____ 」
 (以下、上記と同様に適宜追加して記載)

III 研究総括者による自己評価

1. 中課題名 「 _____ 」

これまでの研究方法は適切であったか： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 ()
研究目標の達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い ()

2. 中課題名 「 _____ 」
 (以下、上記と同様に適宜追加して記載)

IV 外部有識者の意見

1. 中課題名 「

」

これまでの研究方法は適切であったか： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 ()
研究目標の達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い ()

2. 中課題名 「

」

(以下、上記と同様に適宜追加して記載)

V これまでの研究実施期間における研究成果 (論文発表、特許他)

VI 研究費使用実績

別紙8 (中間評価)

平成〇〇年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業中間評価用報告書

研究課題名 「	(課題番号****)」	研究年度	平成〇～〇 年度
---------	-------------	------	-------------

I 研究の進捗状況等

1. 中課題名 「

(1) 小課題名 「

- 1) 研究目的
- 2) 前年度までの研究成果及び進捗状況
- 3) 平成〇〇年度の達成目標
- 4) 平成〇〇年度の研究内容及び方法
- 5) 平成〇〇年度研究成果
- 6) 現時点における達成目標から見た問題点と次年度の達成目標
- 7) 最終目標の達成見込み

2. 中課題名 「

(以下、上記と同様に適宜追加して記載)

II 研究総括者による自己評価

1. 中課題名 「

これまでの研究方法は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 ()
研究成果の目標達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い ()
「研究開始から現在までについて」
次年度の研究内容と目標は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 ()

2. 中課題名 「

(以下、上記と同様に適宜追加して記載)

Ⅲ 外部有識者の意見

1. 中課題名「

」

これまでの研究方法は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 ()

研究成果の目標達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い ()

「研究開始から現在までについて」

次年度の研究内容と目標は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切 ()

2. 中課題名「

」

(以下、上記と同様に適宜追加して記載)

Ⅳ これまでの研究実施期間における研究成果（論文発表、特許など）

Ⅴ 研究費使用実績及び予定額

研究連携協定に基づく取組状況報告書

参画機関名	
研究分野名	
研究総括者名	

1. 共有化、重点化又は共有化の取組状況
2. 集約化、重点化又は共有化以外の取組であって研究資源の利用効率を向上させるために行う取組の状況（右を研究連携協定に含む場合に限る）
3. 機関連携強化型研究として国から受託して実施中の研究課題以外の研究課題であって、研究連携協定に基づき実施中の研究課題の取組状況

（注）上記の項目毎に、取組状況をできるだけ具体的に説明するとともに、根拠となる参考資料を添付すること。

別表 1 (事前評価)

評 価 項 目			評 価 基 準	
科学的・技術的観点	必要性	科学的・技術的意義 関連分野の研究開発状況を踏まえて a. 新規性・先導性 b. 実用性を評価。	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い の 4 段階で評価を行う。	
	効率性	研究計画の効率性について研究計画の効率性についての評価。 a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : 見直しが必要 D : 妥当でない の 4 段階で評価を行う。	
	有効性	目標の明確性・達成可能性	a. 目標の明確性 b. 既存の研究蓄積、研究手法等を勘案した研究期間内における目標の達成可能性 c. 研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力についての評価。	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い の 4 段階で評価を行う。
		技術の経済性・普及性、波及性、発展可能性	技術的内容の視点から、研究成果の a. 経済性（低価格・低コストであるか、生産性や収益性の向上に資するか等）・普及性 b. 波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性についての評価。	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い の 4 段階で評価を行う。
	総合評価		A : 積極的に実施することが妥当 B : 実施することが妥当 C : 実施しても良い D : 実施すべきではない の 4 段階で評価を行う。	
行政的観点	必要性	行政的観点から見た社会的・経済的意義 食料自給率の向上への貢献、地域の活性化への貢献（特に現場実証支援型研究及び機関連携強化型研究）、その他農林水産省等が実施する取組への貢献の視点から a. 重要性 b. 緊急性 について評価。	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い の 4 段階で評価を行う。	

	事業の趣旨及び行政施策との整合性等	以下の点を中心に評価。 <ul style="list-style-type: none"> 研究領域設定型研究にあつては研究領域、緊急対応型調査研究にあつては調査研究対象との整合性 各種行政施策との関連性 <ul style="list-style-type: none"> a. 研究領域設定型研究にあつては、各領域に関連する施策 b. 現場実証支援型研究にあつては、農商工連携、地域の知の拠点再生プログラム（地方公共団体等が作成する地域再生計画）、地域における産学官連携や府省連携の推進の取組等との関連性 	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う
	参画機関における知的財産への取組状況	農林水産研究知的財産戦略に基づき、参画機関に関する知的財産の保護・活用、体制整備の取組み方針、研究成果に関する共同研究グループの知的財産管理の方針等の策定状況について評価。	A：妥当 B：概ね妥当 C：見直しが必要 D：妥当でない の4段階で評価を行う。
効率性	他の競争的研究資金の有効活用や費用対効果の視点から見た研究計画の効率性	以下の点を中心に評価。 <ul style="list-style-type: none"> 他府省を含む他の競争的研究資金における研究成果の活用 研究コスト及び費用対効果 	A：妥当 B：概ね妥当 C：見直しが必要 D：妥当でない の4段階で評価を行う。
有効性	技術の経済性・普及性、波及性等	以下の点を中心に評価。 <ul style="list-style-type: none"> 主に農林水産省等が実施する取組への貢献の視点から、 <ul style="list-style-type: none"> a. 経済性（低価格・低コストであるか等）・普及性 b. 波及性 <ul style="list-style-type: none"> 政策への反映（特にリスク管理に係る領域） 	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。
総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		A：積極的に実施することが妥当 B：実施することが妥当 C：実施しても良い D：実施すべきではない の4段階で評価を行う。
社会的観点	必要性 社会的・経済的意義	主に生産者、流通・加工業者、消費者等が求めるニーズへの対応、農林水産業・食品産業の活性化や国民生活への貢献の視点から、 <ul style="list-style-type: none"> a. 重要性 	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。

		b. 緊急性 について評価。	
有効性	技術の経済性・普及性、波及性	主に生産者、流通・加工業者、消費者等が求めるニーズへの対応、農林水産業・食品産業の活性化や国民生活への貢献の観点から、 a. 経済性(経営として成り立つか等) ・普及性 b. 波及性 についての評価。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。
総合評価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価。		A：積極的に実施することが適当 B：実施することが適当 C：実施しても良い D：実施すべきではない の4段階で評価を行う。

別表 2 (事後評価)

評 価 項 目			評 価 基 準
科学的 ・技術 的観点	効 率 性	研究実施状況 の妥当性 以下の観点について研究実施状況 の妥当性についての評価。 a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制	A : 妥当 B : 概ね妥当 C : あまり妥当でない D : 妥当でない の 4 段階で評価を行う。
	有 効 性	目標の達成度 評価時点までの目標の達成度につ いての評価。	A : 想定以上 B : 想定どおり C : 想定以下 の 3 段階で評価を行う。
	研究成果の経 済性・普及 性、波及性、 発展可能性	評価時点までの研究成果を勘案 し、研究成果の a. 経済性（低価格・低コストである か、生産性や収益性の向上に資す るか等）・普及性 b. 波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可 能性 についての評価。	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い の 4 段階で評価を行う。
	研究成果の優 秀性	評価時点までの論文、特許等の研 究成果の優秀性について評価する。	A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い の 4 段階で評価を行う。
	総 合 評 価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合 的に評価。	A : 目標を上回った B : 目標どおり C : 目標の一部は達成 D : 目標の達成は不十分 の 4 段階で評価を行う。

別表 3 (中間評価)

評 価 項 目			評 価 基 準	
科学的 ・技術 的観点	効 率 性	研究実施状況 の妥当性	以下の観点について、評価時点ま でと今後の研究計画の効率性ついて の評価。 a. 研究コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 研究期間 d. 研究方法 e. 参画機関の役割分担 f. 責任体制	A：妥当 B：概ね妥当 C：あまり妥当でない D：妥当でない の4段階で評価を行う。
	有 効 性	目標の達成度 ・達成可能性	a. 評価時点までの目標の達成度 b. 研究期間内における目標の達成可 可能性	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。
		研究成果の経 済性・普及 性、波及性、 発展可能性	評価時点までの研究成果を勘案 し、研究成果の a. 経済性（低価格・低コストである か、生産性や収益性の向上に資す るか等）・普及性 b. 波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可 可能性 についての評価。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。
		研究成果の優 秀性	評価時点までの論文、特許等の研 究成果の優秀性について評価する。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い の4段階で評価を行う。
		総 合 評 価	上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合 的に評価。	A：一層の推進を期待 B：現状どおり実施 C：計画を縮小して実施 D：中止すべき の4段階で評価を行う。